

(写)

20 文科初第 1167 号
平成 21 年 2 月 3 日

各都道府県教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
金 森 越 哉
(印影印刷)

「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について（通知）

資料編
資料 III

「情緒障害者」を対象とする特別支援学級（以下、「情緒障害特別支援学級」とする。）については、学校教育法第 81 条第 2 項及び「障害のある児童生徒の就学について」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号、以下「291 号」という。）により、対象とすべき障害の程度を定め、各学校において対象となる児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な指導が行われてきているところです。

自閉症等（自閉症及びアスペルガー症候群などのそれに類するもの、以下同じ。）を対象とする特別支援学級については、これまで、「主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの」とともに対応する学級として、「情緒障害特別支援学級」等の名称が用いられてきましたが、在籍者数などの実態を踏まえ、「自閉症・情緒障害特別支援学級」という名称とし、以下のように取り扱うこととしました。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれでは、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人等への周知にもご配慮ください。

記

1. 情緒障害特別支援学級における障害種の明確化

291 号通知において、特別支援学級の対象としている「キ 情緒障害者」を、「キ 自閉症・情緒障害者」と改める（別紙 1 参照）。

（以下留意事項については、省略）

「発達障害」の用語の使用について

平成 19 年 3 月 15 日

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

今般、当課においては、これまでの「LD、ADHD、高機能自閉症等」との表記について、国民のわかりやすさや、他省庁との連携のしやすさ等の理由から、下記のとおり整理した上で、発達障害者支援法の定義による「発達障害」との表記に換えることとしましたのでお知らせします。

記

1. 今後、当課の文書で使用する用語については、原則として「発達障害」と表記する。
また、その用語の示す障害の範囲は、発達障害者支援法の定義による。
2. 上記 1 の「発達障害」の範囲は、以前から「LD、ADHD、高機能自閉症等」と表現している障害の範囲と比較すると、高機能のみならず自閉症全般を含むなどより広いものとなるが、高機能以外の自閉症者については、以前から、また今後とも特別支援教育の対象であることに変化はない。
3. 上記により「発達障害」のある幼児児童生徒は、通常の学級以外にも在籍することとなるが、当該幼児児童生徒が、どの学校種、学級に就学すべきかについては、法令に基づき適切に判断されるべきものである。
4. 「軽度発達障害」の表記は、その意味する範囲が必ずしも明確ではないこと等の理由から、今後当課においては原則として使用しない。
5. 学術的な発達障害と行政政策上の発達障害とは一致しない。また、調査の対象など正確さが求められる場合には、必要に応じて障害種を列記することなどを妨げるものではない。
※詳細については、別紙 1~5 をご参照ください。

発達障害の法令上の定義

○発達障害者支援法（平成16年12月10日 法律第167号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。
- 3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

資料編
資料III

○発達障害者支援法施行令（平成17年4月1日 政令第150号）（抄）

内閣は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項、第14条第1項及び第25条の規定に基づき、この政令を制定する。

（発達障害の定義）

第1条 発達障害者支援法（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

○発達障害者支援法施行規則（平成17年4月1日 厚生労働省第81号）（抄）

発達障害者支援法施行令（平成17年政令第150号）第1条の規定に基づき、発達障害者支援法施行規則を次のように定める。

平成17年4月1日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

発達障害者支援法施行令第1条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

発達障害者支援法で定義された「発達障害」の範囲図

<発達障害者支援法>

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害

学習障害

注意欠陥多動性障害

その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するものとして政令で定めるもの

資料編
資料III

<発達障害者支援法施行令(政令)>

脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現するもののうち、

言語の障害

協調運動の障害

その他厚生労働省令で定める障害

<発達障害者支援法施行規則(厚生労働省令)>

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、
注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く、

心理的発達の障害 (ICD-10のF80-F89 ※)

行動及び情緒の障害 (ICD-10のF90-F98 ※)

※<文部科学事務次官・厚生労働事務次官通知>

「法の対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)における「心理的発達の障害(F80-F89)」及び「小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F90-F98)に含まれる障害であること。なおてんかんなどの中枢神経系の疾患脳外傷や脳血管障害の後遺症が上記の障害を伴う場合においても、法の対象とするものである。

(平成 17 年 4 月 1 日付け 17 文科初第 16 号 厚生労働省発障第 0401008 号 文部科学事務次官・厚生労働事務次官通知) (抄)

発達障害者支援法の施行について

発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号（以下「法」という））は、平成 16 年 12 月 10 日に公布された。また、本日、法に基づき「発達障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）」（以下「令」という）が、令に基づき「発達障害者支援法施行規則（平成 17 年厚生労働省令第 81 号）」（以下「規則」という）が公布され、いずれも本日から施行されるところである。

法の趣旨及び概要は下記のとおりですので、管下区市町村・教育委員会・関係団体等にその周知徹底を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行い、本法の運用に遺憾のないようにご配意願いたい。

なお、法の施行に基づいて新たに発出される関係通知については、別途通知することとする。

記

第 1 法の趣旨

発達障害の症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とするものであること（法第 1 条関係）

第 2 法の概要

(1) 定義について

「発達障害」の定義については、法第 2 条第 1 項において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされていること。また、法第 2 条第 1 項の政令で定める障害は、令第 1 条において「脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害」とされていること。さらに、令第 1 条の規則で定める障害は「心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害、（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害言語の障害及び協調運動の障害を除く）とされていること

これらの規定により想定される、法や対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害（F80—F89）」及び「小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90—F98）」に含まれる障害であること。なおてんかんなどの中枢神経系の疾患脳外傷や脳血管障害の後遺症が上記の障害を伴うものである場合においても、法の対象とするものである。（第 2 条関係）

（以下略）

(平成 17 年 4 月 1 日付け 17 文科初大 211 号 文部科学省初等中等教育局長、同高等教育局長及び同スポーツ・青少年局長通知) (抄)

発達障害のある児童生徒等への支援について

「発達障害者支援法」(平成 16 年法律第 167 号)、「発達障害者支援法施行令」(平成 17 年政令第 150 号) 及び「発達障害者支援法施行規則」(平成 17 年厚生労働省令第 81 号) の趣旨及び概要については、「発達障害者支援法の施行について」(平成 17 年 4 月 1 日付け文科初第 16 号・厚生労働省発障第 0401008 号) をもってお知らせしました。

本法の施行に伴い、教育の部分について、留意すべき事項については下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

また、都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれでは、域内の区市町村教育委員会、所管の学校への周知に努めていただきますようお願いいたします。

資料編
資料Ⅲ

記

第 1 発達障害について

1 対象となる障害

本法における発達障害とは、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害（F80-89）」及び「小児〈児童〉期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90-98）」に含まれる障害であるが、これらは、基本的に、従来から、盲・聾・養護学校、特殊学級若しくは通級による指導の対象となっているもの、又は小学校及び中学校（以下「小学校等」という。）の通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症及びアスペルガー症候群（以下「LD 等」という。）の児童生徒に対する支援体制整備の対象とされているものであること。

(以下略)

ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）（抄）

F80-F89 心理的発達の障害

- F80 会話及び言語の特異的発達障害 • F80. 0 特異的会話構音障害
 - F80. 1 表出性言語障害
 - F80. 2 受容性言語障害
 - F80. 3 てんかんを伴う後天性失語（症）〔ランドウ・クレフナー症候群〕
 - F80. 8 その他の会話及び言語の発達障害
 - F80. 9 会話及び言語の発達障害、詳細不明
- F81 学習能力の特異的発達障害
 - F81. 0 特異的読字障害
 - F81. 1 特異的書字障害
 - F81. 2 算数能力の特異的障害
 - F81. 3 学習能力の混合性障害
 - F81. 8 その他の学習能力発達障害
 - F81. 9 学習能力発達障害、詳細不明
- F82 運動機能の特異的発達障害
- F83 混合性特異的発達障害
- F84 広汎性発達障害 • F84. 0 自閉症
 - F84. 1 非定型自閉症
 - F84. 2 レット症候群
 - F84. 3 その他の小児＜児童＞期崩壊性障害
 - F84. 4 知的障害（精神遅滞）と常同運動に関連した過動性障害
 - F84. 5 アスペルガー症候群
 - F84. 8 その他の広汎性発達障害
 - F84. 9 広汎性発達障害、詳細不明
- F88 その他の心理的発達障害
- F89 詳細不明の心理的発達障害

F90-F98 小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害

- F90 多動性障害
 - F90. 0 活動性及び注意の障害
 - F90. 1 多動性行為障害
 - F90. 8 その他の多動性障害
 - F90. 9 多動性障害、詳細不明
- F91 行為障害
 - F91. 0 家庭限局性行為障害

- F91. 1 非社会化型〈グループ化されない〉行為障害
- F91. 2 社会化型〈グループ化された〉行為障害
- F91. 3 反抗挑戦性障害
- F91. 8 その他の行為障害
- F91. 9 行為障害、詳細不明
- F92 行為及び情緒の混合性障害
 - F92. 0 抑うつ性行為障害
 - F92. 8 その他の行為及び情緒の混合性障害
 - F92. 9 行為及び情緒の混合性障害、詳細不明
- F93 小児〈児童〉期に特異的に発症する情緒障害
 - F93. 0 小児〈児童〉期の分離不安障害
 - F93. 1 小児〈児童〉期の恐怖症性不安障害
 - F93. 2 小児〈児童〉期の社交不安障害
 - F93. 3 同胞抗争障害
 - F93. 8 その他の小児〈児童〉期の情緒障害
 - F93. 9 小児〈児童〉期の情緒障害、詳細不明
- F94 小児〈児童〉期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害
 - F94. 0 選択（性）かん〈緘〉黙
 - F94. 1 小児〈児童〉期の反応性愛着障害
 - F94. 2 小児〈児童〉期の脱抑制性愛着障害
 - F94. 8 その他の小児〈児童〉期の社会的機能の障害
 - F94. 9 小児〈児童〉期の社会的機能の障害、詳細不明
- F95 チック障害
 - F95. 0 一過性チック障害
 - F95. 1 慢性運動性又は音声性チック障害
 - F95. 2 音声性及び多発運動性の両者を含むチック障害〔ドゥラトゥーレット症候群〕
 - F95. 8 その他のチック障害
 - F95. 9 チック障害、詳細不明
- F98 小児〈児童〉期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害
 - F98. 0 非器質性遺尿（症）
 - F98. 1 非器質性遺糞（症）
 - F98. 2 乳幼児期及び小児〈児童〉期の哺育障害
 - F98. 3 乳幼児期及び小児〈児童〉期の異食（症）
 - F98. 4 常同性運動障害
 - F98. 5 吃音症
 - F98. 6 早口〈乱雑〉言語症
 - F98. 8 小児〈児童〉期及び青年期に通常発症するその他の明示された行動及び情緒の障害
 - F98. 9 小児〈児童〉期及び青年期に通常発症する詳細不明の行動及び情緒の障害

(写)

19教学義第2188号
平成20年4月1日

区市町村教育委員会学務担当課長 殿

東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課長
松尾正純
(公印省略)

都立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）への通級による指導の
実施について（通知）

日頃より、東京都の特別支援教育に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

東京都では、「東京都特別支援教育推進計画 第一次実施計画」に基づき実施しました都立特別支援学校における通級による指導の試行の成果を踏まえ、平成20年度から、都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校において、小・中学校の通常の学級に在籍する弱視又は難聴の児童・生徒に対する通級による指導を、下記のとおり実施することとなりましたので通知します。

記

1 実施校

(1) 視覚障害

都立葛飾盲学校、都立久我山盲学校、都立八王子盲学校

(2) 聴覚障害

都立大塚ろう学校、都立立川ろう学校、都立葛飾ろう学校

2 指導の対象

区市町村立小・中学校に在籍する視覚障害又は聴覚障害がある児童・生徒

ただし、居住する区市町村の小・中学校に弱視又は難聴の通級指導学級が設置されている場合は、その通級指導学級に通うことを原則とする。

3 その他

通級による指導を開始するに当たっての手続き等については、6月に開催を予定しています「就学相談事務担当者説明会」において説明する予定です。

本誌「特別支援学級（固定学級・通級による指導）教育課程編成の手引」は平成22年度特別支援教育開発委員会の協力を得て作成しました。

特別支援教育開発委員会固定学級部会

	氏名	所属	職名
委員長	内藤 伸一	新宿区立落合第一小学校	校長
委員	黒田 紀子	北区立なでしこ小学校	主任教諭
委員	菅原 真弓	立川市立第七小学校	主任教諭
委員	鳥居 夕子	青梅市立泉中学校	主任教諭
委員	田極 透	多摩市立和田中学校	主任教諭
委員	小林 徹	羽村市立羽村第三中学校	主任教諭
委員	濱 亜紀子	品川区立浜川小学校	教諭
委員	下鳥 美奈	西東京市立田無小学校	教諭

特別支援教育開発委員会通級指導学級部会

	氏名	所属	職名
委員長	吉本 裕子	小平市立鈴木小学校	校長
委員	市原 一博	中央区立晴海中学校	主任教諭
委員	飯野 文	杉並区立高井戸小学校	主任教諭
委員	長瀬 和美	練馬区立石神井小学校	主任教諭
委員	佐島 順子	江戸川区立小岩小学校	主任教諭
委員	鈴木百合恵	調布市立調和小学校	主任教諭
委員	有澤 直人	江戸川区立本一色小学校	教諭
委員	長谷川華子	三鷹中央学園三鷹市立第七小学校	教諭
委員	飯守 真一	小平市立鈴木小学校	教諭

なお、教育庁指導部においては、次の者が担当した。

所属・職名	氏名
教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課長	伊東 哲
教育庁指導部特別支援学校教育担当課長	朝日 滋也
教育庁指導部主任指導主事(特別支援教育担当)	中西 郁
教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課統括指導主事	諏訪 肇
同	市川 裕二
教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課指導主事	川口 真澄
同	島添 聰
同	丹野 哲也
同	月崎 泰照
同	原島 広樹

※所属及び役職は平成23年3月現在のものである。

特別支援学級（固定学級・通級による指導）教育課程編成の手引

東京都教育委員会印刷物登録 平成 22 年度 195 号
編集・発行 東京都教育庁指導部
所 在 地 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電 話 03-5320-6847
